

都市計画運用指針（新旧対照表）

改 正（令和7年3月31日）	現 行
<p>I. ～ II. （略）</p> <p>III. 都市計画制度の運用に当たっての基本的考え方</p> <p>III-1 （略）</p> <p>III-2 運用に当たっての基本的考え方</p> <p>1. ～ 4. （略）</p> <p>5. マネジメント・サイクルを重視した都市計画</p> <p>個別の都市計画についての適時適切な見直しにとどまらず、更に発展的に、マネジメント・サイクルを重視し、客観的なデータやその分析・評価に基づく状況の変化や今後の見通しに照らして、都市計画総体としての適切さを不断に追求していくことが望ましい。特に、立地適正化計画を作成した場合においては、おおむね5年ごとに施策の実施状況について調査、分析、評価を行うべきであり、その結果、必要があれば、立地適正化計画の変更に加えて、関連する都市計画の変更にも結びつけていくことが重要である。立地適正化計画の作成等を行うに当たっては、都市計画基礎調査の結果に基づいて行うことが必要であり、その際、<u>全国標準的な指標により自らの市町村の状況を</u></p>	<p>I. ～ II. （略）</p> <p>III. 都市計画制度の運用に当たっての基本的考え方</p> <p>III-1 （略）</p> <p>III-2 運用に当たっての基本的考え方</p> <p>1. ～ 4. （略）</p> <p>5. マネジメント・サイクルを重視した都市計画</p> <p>個別の都市計画についての適時適切な見直しにとどまらず、更に発展的に、マネジメント・サイクルを重視し、客観的なデータやその分析・評価に基づく状況の変化や今後の見通しに照らして、都市計画総体としての適切さを不断に追求していくことが望ましい。特に、立地適正化計画を作成した場合においては、おおむね5年ごとに施策の実施状況について調査、分析、評価を行うことが望ましく、その結果、必要があれば、立地適正化計画の変更に加えて、関連する都市計画の変更にも結びつけていくことが重要である。立地適正化計画の作成等を行うに当たっては、都市計画基礎調査の結果に基づいて行うことが必要であり、その際、調査結果の空間分布を視覚的に把握するこ</p>

客観的に把握することや、調査結果の空間分布を視覚的に把握することも有効であることから、都市構造を可視化するツール等を活用することも考えられる。また、これら都市計画総体としての取組を実施する場合には、その一環として、長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画等について、定期的に見直し候補を抽出するための検討を行うとともに、当該検討の結果を公表することが望ましい。このような取組により、都市計画に対する信頼性を高め、都市計画事業等都市計画の実現手段の円滑性・実効性を増すこととなることが期待される。

6. 情報提供の促進

具体の都市計画は、都市の将来像を実現するためのものであるが、その決定に住民の理解が得られ、その内容がルールとして受け入れられるためには、住民が、都市の将来像が望ましいものであること、その実現のために総合的、一体的に都市計画を進める必要があること、具体の都市計画の目的、内容等が適切であることについて理解することが必要である。このことは、都市計画決定手続の円滑化を図り、都市計画の内容を円滑に実現する上で重要である。

そのためには、都市計画における情報提供を促進し、住民が都市の将来像と具体の都市計画を常に確認、理解する機会を得ることを可能とすることが必要である。このため、都市計画の

とも有効であることから、都市構造を可視化するツール等を活用することも考えられる。また、これら都市計画総体としての取組を実施する場合には、その一環として、長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画等について、定期的に見直し候補を抽出するための検討を行うとともに、当該検討の結果を公表することが望ましい。このような取組により、都市計画に対する信頼性を高め、都市計画事業等都市計画の実現手段の円滑性・実効性を増すこととなることが期待される。

6. 情報提供の促進

具体の都市計画は、都市の将来像を実現するためのものであるが、その決定に住民の理解が得られ、その内容がルールとして受け入れられるためには、住民が、都市の将来像が望ましいものであること、その実現のために総合的、一体的に都市計画を進める必要があること、具体の都市計画の目的、内容等が適切であることについて理解することが必要である。このことは、都市計画決定手続の円滑化を図り、都市計画の内容を円滑に実現する上で重要である。

そのためには、都市計画における情報提供を促進し、住民が都市の将来像と具体の都市計画を常に確認、理解する機会を得ることを可能とすることが必要である。このため、都市計画の

図書として作成されている総括図、計画図、計画書について、可能な限り、常に住民が容易に閲覧・入手が可能な状態にしておくことが望ましい。この場合、地域の実情に応じて、都市計画情報の整備（地理空間情報としてのデジタル化を含む。）、都市計画図書の管理の充実、都市計画情報センターの設置等の措置をとることが望ましい。都市計画情報の整備に当たっては、別途定める都市計画情報のデジタル化・オープン化ガイダンス及び都市計画データ標準製品仕様書を参考にされたい。

なお、立地適正化計画についても同様に、計画作成及び見直しに際して使用した情報、データについて、即地的な情報を含め可能な限り住民等が容易に閲覧・入手可能な状態にしておくことが望ましい。その際、居住誘導区域や都市機能誘導区域、誘導施設、防災指針に係る即地的な情報（避難路や避難施設の立地状況など）については、地理空間情報としてのデジタル化を併せて図るべきである。

また、都市計画決定に当たり住民に示す都市計画の理由の記述については、当該都市計画の都市の将来像における位置づけについて説明することが望ましい。この場合、具体の都市計画が即地的に決定され、土地利用制限を課するものであることに鑑み、当該都市計画の必要性、位置、区域、規模等の妥当性についてできるだけわかりやすく説明すべきである。

Ⅲ－３ （略）

図書として作成されている総括図、計画図、計画書について、可能な限り、常に住民が容易に閲覧・入手が可能な状態にしておくことが望ましい。この場合、地域の実情に応じて、都市計画情報の整備（地理空間情報としてのデジタル化を含む。）、都市計画図書の管理の充実、都市計画情報センターの設置等の措置をとることが望ましい。

（新設）

また、都市計画決定に当たり住民に示す都市計画の理由の記述については、当該都市計画の都市の将来像における位置づけについて説明することが望ましい。この場合、具体の都市計画が即地的に決定され、土地利用制限を課するものであることに鑑み、当該都市計画の必要性、位置、区域、規模等の妥当性についてできるだけわかりやすく説明すべきである。

Ⅲ－３ （略）

IV. 都市計画制度の運用の在り方

IV-1 都市計画区域及びマスタープラン

IV-1-1・IV-1-2 (略)

IV-1-3 立地適正化計画

1. 基本的な考え方

(略)

(立地適正化計画制度の活用)

これまでの都市づくりにおいては、都市計画法に基づく都市計画を活用し、道路・下水道等の都市施設を行政自らが計画・整備するとともに、民間の強い開発需要をコントロールするために土地利用規制を措置してきた。しかし、都市インフラの整備が進み、上記のとおり医療・福祉・商業・住宅といった民間施設の立地に焦点が当てられ、また、人口が減少に転じ民間の投資意欲が弱くなる中では、将来の都市像を明示し、財政・金融・税制等の経済的インセンティブにより、計画的な時間軸の中で、コンパクトなまちづくりに向けて誘導を図ることが重要となっている。立地適正化計画は、計画制度と財政・金融・税制等による支援措置とを結びつける役割を果たすものであり、このような観点から、都市計画法に基づく都市計画に加えて、いわば広義の都市計画制度である立地適正化計画を活用することが重要である。特に、区域区分を行っていない市町村においては、立地適正化計画を線引きの

IV. 都市計画制度の運用の在り方

IV-1 都市計画区域及びマスタープラン

IV-1-1・IV-1-2 (略)

IV-1-3 立地適正化計画

1. 基本的な考え方

(略)

(立地適正化計画制度の活用)

これまでの都市づくりにおいては、都市計画法に基づく都市計画を活用し、道路・下水道等の都市施設を行政自らが計画・整備するとともに、民間の強い開発需要をコントロールするために土地利用規制を措置してきた。しかし、都市インフラの整備が進み、上記のとおり医療・福祉・商業・住宅といった民間施設の立地に焦点が当てられ、また、人口が減少に転じ民間の投資意欲が弱くなる中では、将来の都市像を明示し、財政・金融・税制等の経済的インセンティブにより、計画的な時間軸の中で、コンパクトシティに向けて誘導を図ることが重要となっている。立地適正化計画は、計画制度と財政・金融・税制等による支援措置とを結びつける役割を果たすものであり、このような観点から、都市計画法に基づく都市計画に加えて、いわば広義の都市計画制度である立地適正化計画を活用することが重要である。特に、区域区分を行っていない市町村においては、立地適正化計画を線引きの代替的

代替的措置として活用し、緩やかなコントロール手法により居住を一定の区域に誘導することが重要である。また、区域区分を行っている市町村においても、立地適正化計画で市街化区域の内側に居住誘導区域を設定することにより、人口減少の中でも居住の誘導を図り一定の人口密度の維持を図ることが重要である。

立地適正化計画を活用して居住の誘導等を推進する際には、市町村内の主要な中心部のみに誘導しようとするのではなく、市町村合併の経緯や市街地形成の歴史的背景等も踏まえ、例えば合併前の旧町村の中心部などの生活拠点も含めて誘導することが重要である。また、例えば農業等の従事者が旧来の集落に居住し続けることも当然であり、全ての者を居住誘導区域に誘導することを目指すべきではない。さらに、居住の誘導とあわせて、居住誘導区域外においても、都市全体のみどりやグリーンインフラの在り方を踏まえて当該区域を緑地や農地として活用する、農業振興施策等との連携を検討する等、地域全体に目配りをした施策を行うことも重要である。

また、居住の誘導は短期間で実現するものではなく、計画的な時間軸の中で進めていくべきである。このため、立地適正化計画策定後もその効果や実効性を不断に検証し、見直しを行うとともに、立地適正化計画を通じて誘導が図られた際には、その達成状況に応じて用途地域などの都市計画を見直すなど、都市計画と立地適正化計画の双方について動的な運用を図るべきである。

措置として活用し、緩やかなコントロール手法により居住を一定の区域に誘導することが重要である。また、区域区分を行っている市町村においても、立地適正化計画で市街化区域の内側に居住誘導区域を設定することにより、人口減少の中でも居住の誘導を図り一定の人口密度の維持を図ることが可能となると考えられる。

立地適正化計画を活用して居住の誘導等を推進する際には、市町村内の主要な中心部のみに誘導しようとするのではなく、市町村合併の経緯や市街地形成の歴史的背景等も踏まえ、例えば合併前の旧町村の中心部などの生活拠点も含めて誘導することが重要である。また、例えば農業等の従事者が旧来の集落に居住し続けることも当然であり、全ての者を居住誘導区域に誘導することを目指すべきではない。さらに、居住の誘導とあわせて、居住誘導区域外においても、都市全体のみどりやグリーンインフラの在り方を踏まえて当該区域を緑地や農地として活用する、農業振興施策等との連携を検討する等、地域全体に目配りをした施策を行うことも重要である。

また、居住の誘導は短期間で実現するものではなく、計画的な時間軸の中で進めていくべきである。このため、立地適正化計画策定後もその効果や実効性を不断に検証し、見直しを行うとともに、立地適正化計画を通じて誘導が図られた際には、その達成状況に応じて用途地域などの都市計画を見直すなど、都市計画と立地適正化計画の双方について動的な運用を図ることが望ましい。

(以下略)

2. (略)

3. 記載内容

立地適正化計画においては、都市全体を見渡しながら居住や都市機能を誘導する区域を設定するとともに、これらを誘導するための施策等を記載することとなる。その検討に当たっては、都市の抱える課題について都市計画基礎調査等の客観的データに基づき分析・把握を行うことが必要であり、一つの将来像として、おおむね20年後の都市の姿を展望することが考えられるが、併せてその先の将来も考慮することが必要である。また、おおむね5年ごとに評価を行い、必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うべきであり、動的な計画として運用すべきである。また、新たなハザード情報の確認等により災害に対する都市のリスクが明らかになった場合や災害が発生した場合などには、適時適切に計画の見直しの検討を行うべきである。その際、持続可能な都市経営を実現するという観点からは、将来の人口の見通しとそれを踏まえた財政の見通しを立て、都市構造と財政支出の関係を精査することが望ましい。これらの検討に当たっては、全国標準的な指標により自らの市町村の状況を客観的に把握することや、都市の客観的データの空間分布を視覚的に把握することが有効であることから、都市構造を可視化するツール等を活用す

(以下略)

2. (略)

3. 記載内容

立地適正化計画においては、都市全体を見渡しながら居住や都市機能を誘導する区域を設定するとともに、これらを誘導するための施策等を記載することとなる。その検討に当たっては、都市の抱える課題について都市計画基礎調査等の客観的データに基づき分析・把握を行うことが必要であり、一つの将来像として、おおむね20年後の都市の姿を展望することが考えられるが、併せてその先の将来も考慮することが必要である。また、おおむね5年ごとに評価を行い、必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましく、動的な計画として運用すべきである。また、新たなハザード情報の確認等により災害に対する都市のリスクが明らかになった場合や災害が発生した場合などには、適時適切に計画の見直しの検討を行うことが望ましい。その際、持続可能な都市経営を実現するという観点からは、将来の人口の見通しとそれを踏まえた財政の見通しを立て、都市構造と財政支出の関係を精査することが望ましい。これらの検討に当たっては、都市の客観的データの空間分布を視覚的に把握することが有効であることから、都市構造を可視化するツール等を活用することも考えられる。

ることも考えられる。

(1)・(2) (略)

(3) 居住誘導区域

①・② (略)

③ 留意すべき事項

居住誘導区域が将来の人口等の見通しを踏まえた適切な範囲に設定されるべきことは言うまでもない。例えば、今後人口減少が見込まれる都市や既に人口減少が進みつつある都市においては、居住誘導区域をいたずらに広く設定するべきではなく、人口動態、土地利用、災害リスク、公共交通との関係等に加え、区域区分の導入状況等の都市計画制度に基づく土地利用コントロールの状況を総合的に勘案した適切な区域設定が行われるべきである。

(以下略)

④ (略)

(4)～(14) (略)

4. (略)

5. 評価

(1)・(2) (略)

(3) 居住誘導区域

①・② (略)

③ 留意すべき事項

居住誘導区域が将来の人口等の見通しを踏まえた適切な範囲に設定されるべきことは言うまでもない。例えば、今後人口減少が見込まれる都市や既に人口減少が進みつつある都市においては、居住誘導区域をいたずらに広く設定するべきではなく、人口動態、土地利用、災害リスク、公共交通との関係等を総合的に勘案した適切な区域設定が行われるべきである。

(以下略)

④ (略)

(4)～(14) (略)

4. (略)

5. 評価

市町村は、立地適正化計画を作成した場合には、おおむね5年ごとに計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討すべきである。また、その結果や、都市計画基礎調査の結果、市町村都市計画審議会における意見を踏まえ、施策の充実、強化等について検討を行うとともに、必要に応じて、適切に立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うべきである。

この際、立地適正化計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に客観的かつ定量的に提示する観点からも、あらかじめ立地適正化計画の作成に当たり、解決しようとする都市の抱える課題、例えば、生活利便性、健康福祉、行政運営等の観点から、立地適正化計画に基づき実施される施策の有効性を評価するための指標及びその目標値を設定するとともに、目標値が達成された際に期待される効果についても定量化するなどの検討を行うことが望ましい。基本的な目標値としては、例えば居住誘導区域内の人口密度や公共交通利用者数等は積極的に位置付けるべきであり、地価や歩行量、財政状況など住民が実感しやすい目標についても設定することが有効である。この際、実態にそぐわない高い水準の目標値とならないよう、客観的なデータに基づき合理的な目標値の設定とすることが重要である。

また、立地適正化計画の評価に当たり、当該目標値の達成状況や効果の発現状況等について適切にモニタリングしながら、分析

市町村は、立地適正化計画を作成した場合には、おおむね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討すべきである。また、その結果や、都市計画基礎調査の結果、市町村都市計画審議会における意見を踏まえ、施策の充実、強化等について検討を行うとともに、必要に応じて、適切に立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うべきである。

この際、立地適正化計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に客観的かつ定量的に提示する観点からも、あらかじめ立地適正化計画の作成に当たり、解決しようとする都市の抱える課題、例えば、生活利便性、健康福祉、行政運営等の観点から、立地適正化計画に基づき実施される施策の有効性を評価するための指標及びその目標値を設定するとともに、目標値が達成された際に期待される効果についても定量化するなどの検討を行うことが望ましい。

また、立地適正化計画の評価に当たり、当該目標値の達成状況や効果の発現状況等について適切にモニタリングしながら、分析

及び評価することが望ましい。その際、各市町村が計画に定める目標値に加え、都市構造を的確に把握するための全国標準的な指標により自らの市町村の状況を客観的に把握することが立地適正化計画の実効性向上に当たって重要である。加えて、目標値の達成状況や効果の発現状況等に寄与する誘導施策の取組状況や都市計画法に基づく都市計画に関する取組状況についても併せて把握し、評価にあたり考慮することが望ましい。

さらに、より効果的・効率的な居住と都市機能の立地の適正化を図るため、上述のような観点から、現状のまま推移した場合における将来都市構造とも対比しながら、複数の将来都市構造案を比較評価すること等を通じ、立地適正化計画の作成に反映させることも有効と考えられる。

このような市町村による評価に加えて、市町村都市計画審議会が、公正かつ専門的な第三者としての立場から評価を行うことも重要である。都市再生法においては、市町村都市計画審議会は、市町村に対して立地適正化計画の進捗状況について報告を求めることも可能となっており、都市計画を受動的に審議するだけでなく、主体的に立地適正化計画の評価を行い、市町村に対して計画の見直し等について意見を提出することが求められている。

また、これらの評価に際しては、居住や都市機能の立地状況が周辺市町村における立地状況とも関連することから、自らの市町村のみならず周辺市町村における居住や都市機能の立地状況についても考慮することが重要である。その際、一の市町村の区域を

及び評価することが望ましい。基本的な目標値としては、例えば居住誘導区域内の人口密度や公共交通利用者数等は積極的に位置付けるべきであり、地価や歩行量、財政状況など住民が実感しやすい目標についても設定することが有効である。この際、実態にそぐわない高い水準の目標値とならないよう、客観的なデータに基づき合理的な目標値の設定とすることが重要である。

さらに、より効果的・効率的な都市機能の立地の適正化を図るため、上述のような観点から、現状のまま推移した場合における将来都市構造とも対比しながら、複数の将来都市構造案を比較評価すること等を通じ、立地適正化計画の作成に反映させることも有効と考えられる。

このような市町村による評価に加えて、市町村都市計画審議会が、公正かつ専門的な第三者としての立場から評価を行うことも重要である。都市再生法においては、市町村都市計画審議会は、市町村に対して立地適正化計画の進捗状況について報告を求めることも可能となっており、都市計画を受動的に審議するだけでなく、主体的に立地適正化計画の評価を行い、市町村に対して計画の見直し等について意見を提出することが求められている。

(新設)

超える広域的な見地から評価を行うことになるため、都道府県は各市町村に対して、都市計画基礎調査の分析等を行い必要な情報を提供することや、周辺市町村の事例を提供する等、適切な見直しに向けた支援をすることが望ましい。

6.・7. (略)

IV-2 都市計画の内容

IV-2-1 土地利用

I) (略)

II) 個別の事項

A. ~ C. (略)

D. 地域地区 (法第8条関連)

1. ~ 9. (略)

10. 居住調整地域

(1) (略)

(2) 居住調整地域の指定の考え方

また、居住調整地域においては、開発許可制度が適用されて、3戸以上の住宅の建築目的の開発行為、住宅の建築目的の開発

6.・7. (略)

IV-2 都市計画の内容

IV-2-1 土地利用

I) (略)

II) 個別の事項

A. ~ C. (略)

D. 地域地区 (法第8条関連)

1. ~ 9. (略)

10. 居住調整地域

(1) (略)

(2) 居住調整地域の指定の考え方

また、居住調整地域においては、開発許可制度が適用されて、3戸以上の住宅の建築目的の開発行為、住宅の建築目的の開発

行為であってその規模が1,000㎡以上のもの、寄宿舍や有料老人ホームなど人の居住の用に供する建築物のうち地域の实情に応じて条例で定めたものの建築目的の開発行為等が規制されることとなる。そのため、具体的な区域の設定は市町村が地域の实情に応じて行うものであるが、居住調整地域が定められるのは、例えば次のような場合であると考えられる。特に、居住誘導区域外の災害リスクの高いエリアにおいては、居住調整地域の活用等により新たな住宅地化を抑制することが望ましい。なお、居住調整地域を居住誘導区域外の全体に指定するのではなく、地域を限定して指定することや、特定用途制限地域と組み合わせて指定し、住宅以外の用途もあわせて建築の制限をすることも考えられる。

①～⑤ (略)

11. ～16. (略)

17. 風致地区

1. (略)

2. 風致地区の決定・変更

(1)・(2) (略)

(3) 風致地区指定に当たっての関係機関との調整

行為であってその規模が1,000㎡以上のもの、寄宿舍や有料老人ホームなど人の居住の用に供する建築物のうち地域の实情に応じて条例で定めたものの建築目的の開発行為等が規制されることとなる。そのため、具体的な区域の設定は市町村が地域の实情に応じて行うものであるが、居住調整地域が定められるのは、例えば次のような場合であると考えられる。なお、居住調整地域を居住誘導区域外の全体に指定するのではなく、地域を限定して指定することや、特定用途制限地域と組み合わせて指定し、住宅以外の用途もあわせて建築の制限をすることも考えられる。

①～⑤ (略)

11. ～16. (略)

17. 風致地区

1. (略)

2. 風致地区の決定・変更

(1)・(2) (略)

(3) 風致地区指定に当たっての関係機関との調整

① 風致地区を都市計画として新たに決定し、又はその区域の拡張を行おうとするときは、当該決定又は拡張に係る土地の区域が市街化区域及び用途地域その他の地域地区に係る土地以外の土地の区域で、農地及び山林を含む等農林漁業に関する施策に関連があるものであるときは、都市計画担当部局と農林担当部局と十分調整を図るとともに、国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第2条に規定する国有林野又は公有林等官行造林地が含まれるときは、あわせて所轄森林管理局と協議することが望ましい。

(4)・(5) (略)

3. (略)

4. 風致地区における建築等の規制

(1) (略)

(2) 規制対象行為

風致を適正に維持するため、必要があると認めるときは規制の対象となる行為を追加することができる。ただし、屋外広告物については屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第4条の規定により風致地区内における屋外広告物について

① 風致地区を都市計画として新たに決定し、又はその区域の拡張を行おうとするときは、当該決定又は拡張に係る土地の区域が市街化区域及び用途地域その他の地域地区に係る土地以外の土地の区域で、農地及び山林を含む等農林漁業に関する施策に関連があるものであるときは、都市計画担当部局と農林担当部局と十分調整を図るとともに、国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第2条に規定する国有林又は公有林等官行造林地が含まれるときは、あわせて所轄森林管理局と協議することが望ましい。

(4)・(5) (略)

3. (略)

4. 風致地区における建築等の規制

(1) (略)

(2) 規制対象行為

風致を適正に維持するため、必要があると認めるときは規制の対象となる行為を追加することができる。ただし、屋外広告物については屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第4条第1項の規定により風致地区内における屋外広告物に

必要な規制が行われているので、屋外広告物条例によることが望ましい。なお、工作物である屋外広告物については、屋外広告物条例の規制の対象となるほか、工作物である限度において、風致地区の規制の対象ともなる。

(3)・(4) (略)

(5) 通知を要する行為

① 風致政令第3条第3項各号に掲げる行為は、次に掲げる行為を含むものである。

ア～ニ (略)

ヌ 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為

ネ～ヒ (略)

フ 電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電用の電気工作物及び発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為

へ～ヨ (略)

② (略)

必要な規制が行われているので、屋外広告物条例によることが望ましい。なお、工作物である屋外広告物については、屋外広告物条例の規制の対象となるほか、工作物である限度において、風致地区の規制の対象ともなる。

(3)・(4) (略)

(5) 通知を要する行為

① 風致政令第3条第3項各号に掲げる行為は、次に掲げる行為を含むものである。

ア～ニ (略)

ヌ 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為

ネ～ヒ (略)

フ 電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為

へ～ヨ (略)

② (略)

(6) (略)

5. (略)

18. (略)

19. 特別緑地保全地区

(略)

なお、特別緑地保全地区内の緑地の有する機能の維持増進を図るためには、皆伐や択伐等を行う機能維持増進事業を実施することが重要であるが、その実施費用に都市計画税を充当しようとする場合の都市計画関係手続の特例を、都市緑地法第19条の2及び第19条の3において措置している。

市町村又は都市緑化支援機構が行う機能維持増進事業に都市計画税を充当する場合は、対象とする特別緑地保全地区内の土地を都市計画施設である緑地（以下、単に「都市計画緑地」という。）として都市計画に定め、さらに、その緑地の整備に関する事業の施行について都道府県知事の確認を経る必要があるが、この二つの手続それぞれについて特例を設けたものである。

まず前者の都市計画決定手続に関する特例については、当該土地は既に「特別緑地保全地区」として都市計画決定手続を経ているところ、それと同じ土地・同じ趣旨（緑地の整備・保全）で都市計画緑地についての都市計画決定もする場合、再び全く同じ手

(6) (略)

5. (略)

18. (略)

19. 特別緑地保全地区

(略)

なお、特別緑地保全地区内の緑地の有する機能の維持増進を図るためには、皆伐や択伐等を行う機能維持増進事業を実施することが重要であるが、その実施費用に都市計画税を充当しようとする場合の都市計画関係手続の特例を、都市緑地法第19条の2及び第19条の3において措置している。

市町村又は都市緑化支援機構が行う機能維持増進事業に都市計画税を充当する場合は、対象とする特別緑地保全地区内の土地を都市計画施設である緑地（以下、単に「都市計画緑地」という。）として都市計画に定め、さらに、その緑地の整備に関する事業の施行について都道府県知事の確認を経る必要があるが、この二つの手続それぞれについて特例を設けたものである。

まず前者の都市計画決定手続に関する特例については、当該土地は既に「特別緑地保全地区」として都市計画決定手続を経ているところ、それと同じ土地・同じ趣旨（緑地の整備・保全）で都市計画緑地についての都市計画決定もする場合、再び全く同じ手

続を行うことは二重の手続となる面があることから、その合理化のため措置したものである。具体的には、市町村が緑の基本計画に「機能維持増進事業の実施の方針」を定めて公表した場合、特別緑地保全地区内の土地に都市計画緑地を定めるときは、公聴会の開催等や都道府県知事への協議が不要となるとともに、縦覧期間中に異議を述べる意見書がなかった場合は、都市計画審議会への付議を行わないことも可能となる。ただし、当該付議を行わない場合は、本特例による都市計画緑地の決定後に都市計画事業認可に関する特例（後述）が続くことも踏まえ、公正かつ専門的な第三者としての専門機関である都市計画審議会に対しては、異議がなかった旨と併せて都市計画の案を報告することが望ましい。

次に後者の事業の施行に関する特例については、機能維持増進事業を都市計画事業として実施するための都道府県知事との間の手続を簡素化するものとして措置したものである。具体的には、市町村が緑の基本計画に機能維持増進事業の具体的な事業手法（主体、場所、内容、期間等）を定め、都道府県知事に協議して同意を得た場合は、その計画の公表と同時に都市計画事業の認可を受けたものとみなされることとなる。これにより、機能維持増進事業を都市計画事業として実施することが可能となり、都市計画税を充当することも可能となるものである。

なお、上記の特例により都市計画事業としてみなされた機能維持増進事業又は通常どおりの手続を踏んで都市計画事業として実施する機能維持増進事業については、その「事業に要する費用」

続を行うことは二重の手続となる面があることから、その合理化のため措置したものである。具体的には、市町村が緑の基本計画に「機能維持増進事業の実施の方針」を定めて公表した場合、特別緑地保全地区内の土地に都市計画緑地を定めるときは、公聴会の開催等や都道府県知事への協議が不要となるとともに、縦覧期間中に異議を述べる意見書がなかった場合は、都市計画審議会への付議を行わないことも可能となる。ただし、当該付議を行わない場合は、本特例による都市計画緑地の決定後に都市計画事業認可に関する特例（後述）が続くことも踏まえ、公正かつ専門的な第三者としての専門機関である都市計画審議会に対しては、異議がなかった旨と併せて都市計画の案を報告することが望ましい。

次に後者の事業の施行に関する特例については、機能維持増進事業を都市計画事業として実施するための都道府県知事との間の手続を簡素化するものとして措置したものである。具体的には、市町村が緑の基本計画に機能維持増進事業の具体的な事業手法（主体、場所、内容、期間等）を定め、都道府県知事に協議して同意を得た場合は、その計画の公表と同時に都市計画事業の認可を受けたものとみなされることとなる。これにより、機能維持増進事業を都市計画事業として実施することが可能となり、都市計画税を充当することも可能となるものである。

（新設）

に都市計画税を充てることができるが、この「事業に要する費用」
としては、皆伐・択伐等の機能維持増進事業の費用そのもののほ
か、同事業を実施する土地の買入れ費用も該当する。また、機能
維持増進事業は市町村のみならず都市緑化支援機構が実施主体と
なることもあるが、同機構が実施する同事業に要する費用（土地
の買入れ費用を含む。）について市が同機構に対して支払う分につ
いても、都市計画税を充てることが可能である。

特別緑地保全地区内における土地利用規制に関する制度の運用
に関する指針については、都市緑地法に基づく他の諸制度と一体的
的に扱い、統一的なものとして示すことが効果的であるものであ
ることから、本指針とは別に定める。

20. (略)

21. 生産緑地地区

1. (略)

2. 生産緑地地区の決定・変更

(1)・(2) (略)

(3) 関連する制度との関係

① (略)

② 立地適正化計画との関係

特別緑地保全地区内における土地利用規制に関する制度の運用
に関する指針については、都市緑地法に基づく他の諸制度と一体的
的に扱い、統一的なものとして示すことが効果的であるものであ
ることから、本指針とは別に定める。

20. (略)

21. 生産緑地地区

1. (略)

2. 生産緑地地区の決定・変更

(1)・(2) (略)

(3) 関連する制度との関係

① (略)

② 立地適正化計画との関係

生産緑地地区制度は、優れた緑地機能を有する市街化区域内農地等を計画的に保全するものであり、市街地の無秩序な拡大を抑制する面もあるため、コンパクトなまちづくりを進める上で有効な手段となる。このため、立地適正化計画における居住誘導区域や誘導施策等を検討するに当たって効果的な運用が図られることが望ましい。例えば、居住誘導区域外において生産緑地地区を指定することを通じて、居住や都市機能の立地に係る宅地化を抑制することや、居住誘導区域内において身近な緑地である農地等を保全する観点から生産緑地地区を指定し、良好な居住環境を形成することで更なる居住の誘導を図ることが可能と考えられる。

③～⑥ (略)

(4)・(5) (略)

3. (略)

4. 生産緑地地区内における行為の制限

(1)・(2) (略)

(3) 市町村長が生産緑地法第8条第7項の規定により助言又は勧告をしようとするときは、あらかじめ、市町村の都市計画担当部局は、農林水産担当部局及び環境保全担当部局に協議

立地適正化計画の効果的な運用を図る観点から、居住誘導区域外において将来にわたり保全することが適当な農地等を生産緑地地区に指定することを検討することが望ましい。

③～⑥ (略)

(4)・(5) (略)

3. (略)

4. 生産緑地地区内における行為の制限

(1)・(2) (略)

(3) 市町村長が生産緑地法第8条第7項の規定により助言又は勧告をしようとするときは、あらかじめ、市町村の都市計画担当部局は、環境保全担当部局に協議することが望ましい。

することが望ましい。

(4) (略)

5. 農地等の管理に関する措置

(1)・(2) (略)

(3) 遊休農地対策の強化に伴う農業委員会等との連携

農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)により、遊休農地対策が強化され、生産緑地を含む全ての農地について農業委員会が利用状況の調査を行い、農業上の利用の増進を図るため必要な指導等を実施することとなった。遊休農地対策は、生産緑地を農地等として適正に管理することに寄与するものであることから、各地方公共団体の都市計画担当部局は、農林水産担当部局、農業委員会等が調査、指導等を実施するに当たり十分に連携に努めることが望ましい。

(4) (略)

6. 生産緑地の買取り

(1) 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出

(略)

① (略)

② 「農林漁業に従事することを不可能にさせる故障」につ

(4) (略)

5. 農地等の管理に関する措置

(1)・(2) (略)

(3) 遊休農地対策の強化に伴う農業委員会等との連携

農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)により、遊休農地対策が強化され、生産緑地を含む全ての農地について農業委員会が利用状況の調査を行い、農業上の利用の増進を図るため必要な指導等を実施することとなった。遊休農地対策は、生産緑地を農地等として適正に管理することに寄与するものであることから、各地方公共団体の都市計画担当部局は、農業担当部局、農業委員会等が調査、指導等を実施するに当たり十分に連携に努めることが望ましい。

(4) (略)

6. 生産緑地の買取り

(1) 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出

(略)

① (略)

② 「農林漁業に従事することを不可能にさせる故障」につ

いては、同規則第5条で規定されているが、同条第2号の「1年以上の期間を要する入院その他の事由により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したもの」における「その他の事由」としては、主たる従事者が養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4）や特別養護老人ホーム（同法第20条の5）に入所する場合や著しい高齢となり運動能力が著しく低下した場合等も含まれる。

（以下略）

③～⑤ （略）

（2）・（3） （略）

7.・8. （略）

9. 生産緑地地区に係る税制措置

（略）

（1）～（6） （略）

（7）市街化区域農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予の特例適用に関する証明事務等の取扱いについて

① 証明事務について

（略）

いては、同規則第5条では「両手の手指若しくは両足の足指の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害」及び「1年以上の期間を要する入院その他の事由により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したもの」が規定されているが、「その他の事由」としては、主たる従事者が養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4）や特別養護老人ホーム（同法第20条の5）に入所する場合や著しい高齢となり運動能力が著しく低下した場合等も含まれる。

（以下略）

③～⑤ （略）

（2）・（3） （略）

7.・8. （略）

9. 生産緑地地区に係る税制措置

（略）

（1）～（6） （略）

（7）市街化区域農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予の特例適用に関する証明事務等の取扱いについて

① 証明事務について

（略）

1) 農地等についての贈与税の納税猶予に係るもの

ア 同法第70条の4第1項の規定による農地又は採草放牧地（以下 1）において「農地等」という。）が特定市街化区域農地等でない旨の証明（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「措置規則」という。）第23条の7第3項第6号ロ）。

すなわち、これは、都市営農農地等であること又は市街化調整区域内にあることを証明するものである。なお、証明を行う場合の様式は、原則として別添様式第2「納税猶予の特例適用の農地等該当証明書」による。

イ～ウ（略）

2) 農地等についての相続税の納税猶予に係るもの

ア 同法第70条の6第1項の規定による農地又は採草放牧地（以下 2）において「農地等」という。）が特定市街化区域農地等でない旨の証明（措置規則第23条の8第3項第8号ロ）。

証明の内容及び様式については、1)のアと同じである。

イ～ウ（略）

② （略）

22.・23. （略）

1) 農地等についての贈与税の納税猶予に係るもの

ア 同法第70条の4第1項の規定による農地又は採草放牧地（以下 1）において「農地等」という。）が特定市街化区域農地等でない旨の証明（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「措置規則」という。）第23条の7第3項第6号括弧書）。

すなわち、これは、都市営農農地等であること又は市街化調整区域内にあることを証明するものである。なお、証明を行う場合の様式は、原則として別添様式第2「納税猶予の特例適用の農地等該当証明書」による。

イ～ウ（略）

2) 農地等についての相続税の納税猶予に係るもの

ア 同法第70条の6第1項の規定による農地又は採草放牧地（以下 2）において「農地等」という。）が特定市街化区域農地等でない旨の証明（措置規則第23条の8第3項第7号括弧書）。

証明の内容及び様式については、1)のアと同じである。

イ～ウ（略）

② （略）

22.・23. （略）

E.・F. (略)

G. 地区計画

1.・2. (略)

3. 地区計画の都市計画において決定すべき事項

(1) (略)

(2) 地区整備計画

(略)

①・② (略)

③地区整備計画に定める土地の利用に関する事項

1)～2) (略)

3) 用途地域の定められていない土地の区域における地区計画に係る地区整備計画の土地の利用に関する計画には、計画内容として法第12条の5第7項第4号に規定する事項以外の農地に関する事項、法第12条の5第7項第3号に規定する事項以外の森林に関する事項を定めるべきではない。

また、森林法第5条の地域森林計画対象民有林並びに国有林野及び公有林野等官行造林地について、法第12条の5第7項第3号に規定する事項を定めるべきではない。

E.・F. (略)

G. 地区計画

1.・2. (略)

3. 地区計画の都市計画において決定すべき事項

(1) (略)

(2) 地区整備計画

(略)

①・② (略)

③地区整備計画に定める土地の利用に関する事項

1)～2) (略)

3) 用途地域の定められていない土地の区域における地区計画に係る地区整備計画の土地の利用に関する計画には、計画内容として農地に関する事項、令第7条の6に規定する事項以外の森林に関する事項を定めるべきではない。

また、森林法第5条の地域森林計画対象民有林並びに国有林野及び公有林野等官行造林地について、令第7条の6に規定する事項を定めるべきではない。

(3)・(4) (略)

4. ~ 9. (略)

H.・I. (略)

IV-2-2 都市施設

I) 都市施設全般にわたる事項

1. 都市施設に関する都市計画の基本的考え方

(1) (略)

(2) 都市計画に定める都市施設

都市計画に都市施設を定めるに当たっては、上記の意義を踏まえ、各施設の特性にあわせ、次のように考えることが望ましい。

都市計画に定めるに際しては、土地利用や他の都市施設等の計画と総合性、一体性を確保するように都市計画区域全体の観点から定めることが望ましいが、都市施設のうち身近な施設については、根幹的な施設の決定の後に周辺の市街地の状況等に応じて順次都市計画を定める方が合理的な場合も考えられる。

①～③に例示するもの以外についても、都市計画に定める

(3)・(4) (略)

4. ~ 9. (略)

H.・I. (略)

IV-2-2 都市施設

I) 都市施設全般にわたる事項

1. 都市施設に関する都市計画の基本的考え方

(1) (略)

(2) 都市計画に定める都市施設

都市計画に都市施設を定めるに当たっては、上記の意義を踏まえ、各施設の特性にあわせ、次のように考えることが望ましい。

都市計画に定めるに際しては、土地利用や他の都市施設等の計画と総合性、一体性を確保するように都市計画区域全体の観点から定めることが望ましいが、都市施設のうち身近な施設については、根幹的な施設の決定の後に周辺の市街地の状況等に応じて順次都市計画を定める方が合理的な場合も考えられる。

意義を踏まえ、必要に応じて都市計画に定めることが望ましい。

①～③ (略)

また、都市計画の機能的、物理的性格等から考えて相互に矛盾しない内容のものであれば、同一の区域に異なる都市施設を重複して定めることも可能である。例えば、都市計画道路の地下に駐車場、都市高速鉄道等に関する都市計画を決定する場合や、下水道の処理施設の上に公園を決定する場合のほか、教育文化施設や社会福祉施設を一体の複合施設として建設する際に両施設を同じ区域に決定する場合が考えられる。

なお、法第4条第15項に定められている都市計画事業とは、法第59条の規定による認可又は承認を受けて行われる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業である。ここでいう都市計画施設の「整備」とは、必ずしも都市施設の新設に限られるものではなく、既存の都市施設であっても、バリアフリー化や老朽化対策、耐震補強対策、例えば歩道幅員の見直し等の施設配置の変更等のために改修や更新を実施することも含まれる。このため、その時々ニーズに応じつつ、当該施設の機能を将来にわたり十分に確保する観点から、既存の都市施設であっても都市計画決定をし、改修や更新についても都市計画事業として実施することが考えられる。一

①～③ (略)

(新設)

④ 法第4条第15項に定められている都市計画事業とは、法第59条の規定による認可又は承認を受けて行われる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業である。ここでいう都市計画施設の「整備」とは、必ずしも都市施設の新設に限られるものではなく、既存の都市施設であっても、バリアフリー化や老朽化対策、耐震補強対策、例えば歩道幅員の見直し等の施設配置の変更等のために改修や更新を実施することも含まれる。このため、その時々ニーズに応じつつ、当該施設の機能を将来にわたり十分に確保する観点から、都市施設の改修や更新についても都市計画事業として実施することが考えられる。一方、都市

方、都市施設の保守・点検、清掃等のみを行う場合については「整備」に含まれるものではない。

なお、複数の都市計画施設の整備について、都市計画事業を同時期に実施する場合は、各都市計画施設にかかる事業の認可及び承認に係る手続きを並行して行うことにより、都市計画事業を円滑に進めることが可能である。

また、都市計画法に基づいて行う都市計画事業に要する費用に対しては都市計画税を充てることができることとされていることから、道路等の交通施設、公園、下水道等や②及び③に記載したような民間が整備する都市施設について、その改修や更新を法第59条の規定による認可又は承認を受けて都市計画事業として実施する場合には、都市計画税を充当することが可能である。

(削除)

施設の保守・点検、清掃等のみを行う場合については「整備」に含まれるものではない。

(新設)

なお、都市計画法に基づいて行う都市計画事業に要する費用に対しては都市計画税を充てることができることとされていることから、道路等の交通施設、公園、下水道等や②及び③に記載したような民間が整備する都市施設について、その改修や更新を法第59条の規定による認可又は承認を受けて都市計画事業として実施する場合には、都市計画税を充当することが可能である。

⑤ 上記以外の都市施設についても、都市計画に定める意義を踏まえ、必要に応じて都市計画に定めることが望ましい。法第11条第3項において都市施設を整備する立体的な範囲等を定めることができるとされているところであるが（以下「立体都市計画」という。）、これは道路、河川その他の都市施設について、当該都市施設を整備する立体的な範囲（空間及び地下）を都市計画上明確にし、都市計画施設の区域内であっても建築行為が当該施設の整備に著しい支障が及ばないことが明らかであると考えられる場合は

(3) ~ (7) (略)

2. ~ 4. (略)

II) (略)

IV-2-3 (略)

IV-2-4 立地適正化計画に基づく措置

A. (略)

B. 居住誘導区域に係る措置

B-1. ~ B-4. (略)

B-5. 届出、勧告及び公表

1. 届出、勧告及び公表に関する基本的な考え方

(1) (略)

(2) 届出の時期及び届出に対する市町村の対応

建築制限を適用除外又は建築を許可することを事前に明示することにより、建築の自由度を高め適正かつ合理的な土地利用の促進を図るものである。

(3) ~ (7) (略)

2. ~ 4. (略)

II) (略)

IV-2-3 (略)

IV-2-4 立地適正化計画に基づく措置

A. (略)

B. 居住誘導区域に係る措置

B-1. ~ B-4. (略)

B-5. 届出、勧告及び公表

1. 届出、勧告及び公表に関する基本的な考え方

(1) (略)

(2) 届出の時期及び届出に対する市町村の対応

(略)

①～③ (略)

④ 届出が災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域に係るものであって、③の勧告を受けた者がこれに従わなかったときに、その旨を公表すること（都市再生法第88条第5項）。

なお、勧告を行うか否かについては、市町村が適切に判断するものであるが、特に居住誘導区域から離れた地域で住宅開発を行おうとする場合や、④の区域に係る届出があった場合、④の区域に限らず、地域の実情を踏まえて住宅開発を行うことが望ましくないような災害リスクの高い区域に係る届出があった場合など、居住誘導区域への住宅立地の誘導に支障を来す場合には、原則として勧告を行うべきであり、具体的な勧告基準を定めるなど適切に運用することが望ましい。また、公表を行うか否かについても市町村が適切に判断するものであるが、当該届出に係る行為を業として行うものではない場合や④の区域が解除されることが確実と見込まれる場合を除き、勧告に従わない場合には原則として公表を行うことが望ましい。

(以下略)

C. ～ E. (略)

(略)

①～③ (略)

④ 届出が災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域に係るものであって、③の勧告を受けた者がこれに従わなかったときに、その旨を公表すること（都市再生法第88条第5項）。

なお、勧告を行うか否かについては、市町村が適切に判断するものであるが、特に居住誘導区域から離れた地域で住宅開発を行おうとする場合や、④の区域に係る届出があった場合など、居住誘導区域への住宅立地の誘導に支障を来す場合には、原則として勧告を行うべきであり、具体的な勧告基準を定めるなど適切に運用することが望ましい。また、公表を行うか否かについても市町村が適切に判断するものであるが、当該届出に係る行為を業として行うものではない場合や④の区域が解除されることが確実と見込まれる場合を除き、勧告に従わない場合には原則として公表を行うことが望ましい。

(以下略)

C. ～ E. (略)

IV-2-5 (略)

IV-3 (略)

V. 都市計画決定手続等

1. (略)

2. 個別の都市計画決定手続等について

(略)

(都道府県の協議等)

(略)

こうした考え方を踏まえ、協議の透明化、実質化、円滑化等を図るため、標準的な協議の実施方法等について、都道府県と市町村の間で調整の上ルール化し、これを明示しておくことが望ましい。その際、以下のような点についてルール化することが考えられる。

(略)

- ・ 事前協議を含む協議における都道府県知事の意見を踏まえた案としない場合には、当該都市計画の案を都市計画審議会に付議する際、当該意見の内容及びそれを踏まえないこととする考え方を都市計画審議会に提出すること。

さらに、協議にかかる事務負担の軽減のため、例えば、

IV-2-5 (略)

IV-3 (略)

V. 都市計画決定手続等

1. (略)

2. 個別の都市計画決定手続等について

(略)

(都道府県の協議等)

(略)

こうした考え方を踏まえ、協議の透明化、実質化、円滑化等を図るため、標準的な協議の実施方法等について、都道府県と市町村の間で調整の上ルール化し、これを明示しておくことが望ましい。その際、以下のような点についてルール化することが考えられる。

(略)

- ・ 事前協議を含む協議における都道府県知事の意見を踏まえた案としない場合には、当該都市計画の案を都市計画審議会に付議する際、当該意見の内容及びそれを踏まえないこととする考え方を都市計画審議会に提出すること。

(新設)

- ・ 都道府県は協議にあたって必要な資料の形式や内容について事前に市町村と共有するとともに、求める資料は必要最小限とする。
- ・ 事前協議を実施している場合、法に基づく協議の際に、事前協議から変更のない参考資料等については、都道府県に再度提出することは不要とする。
- ・ 複数の都市計画（例えば、道路、下水道、用途地域等）の決定又は変更を行う場合、都道府県においては、必要に応じて同時並行で手続を進める。

などの対応が考えられ、これらを参考に、都道府県と市町村との間で相互に十分な意思疎通を図り、必要に応じて協議方法を見直すことが望ましい。

（以下略）

3.・4. （略）

VI. 都市計画基礎調査

1. （略）

2. 調査結果の活用

（略）

こうしたデータの集計・分析や幅広い利用のため、GIS（地理情報システム）を活用することが望ましい。また、都市計画

（以下略）

3.・4. （略）

VI. 都市計画基礎調査

1. （略）

2. 調査結果の活用

（略）

こうしたデータの集計・分析や幅広い利用のため、GIS（地理情報システム）を活用することが望ましい。

基礎調査情報をはじめとした都市計画情報の整備に当たっては、別途定める都市計画情報のデジタル化・オープン化ガイドランス及び都市計画データ標準製品仕様書を参考にされたい。